

育児に関する両立支援制度の併用について

	育児短時間勤務	育児時間	保育時間	育児を行う職員のフレックスタイム制	早出遅出勤務	休憩時間の短縮	休憩時間の延長
育児短時間勤務		×	△ ※1	×	×	△ ※4	△ ※4・5
育児時間	×		△ ※6	○	○	△ ※4	△ ※4
保育時間	△ ※1	△ ※6		△ ※1	○	△ ※4	△ ※4
育児を行う職員のフレックスタイム制	×	○	△ ※1		×	△ ※4	×
早出遅出勤務	×	○	○	×		△ ※4	△ ※4
休憩時間の短縮	△ ※4	△ ※4	△ ※4	△ ※4	△ ※4		△ ※8
休憩時間の延長	△ ※4・5	△ ※4	△ ※4	×	△ ※4	△ ※8	

- ※1 1日の勤務時間によっては保育時間が1日1回（30分以内）となる場合がある。
- ※2 育児短時間勤務と育児を行う職員のフレックスタイム制とを併用することはできないが、一般のフレックスタイム制との併用は可能であり、育児休業法に基づき任命権者の承認を受けた内容に従ってフレックスタイム勤務を行う。
- ※3 職員が希望する時間帯において勤務することも育児短時間勤務の内容であるため、併用はできないが、現に育児短時間勤務をしている者が勤務時間帯を変更したい場合には、新たな内容の育児短時間勤務の請求をすることにより対応が可能。
- ※4 併用する制度の承認後に休憩時間の短縮・延長の手続を行う場合、承認されていた勤務時間が変更されることに伴い、併用する制度について、再度請求が必要となる場合がある。
- ※5 1日の勤務時間が7時間45分である場合に限る。
- ※6 育児時間は、1日2時間から保育時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた範囲内。
- ※7 フレックスタイム制の設定により対応が可能（コアタイム等、フレックスタイム制の基準を満たすことが必要。）。
- ※8 休憩時間が複数回置かれている場合。